

訪問看護・介護予防訪問看護サービス利用契約書

利用者 _____ 様（以下「甲」という。）と事業者 つばき合同会社（以下「乙」という）とは、訪問看護サービスの利用に関して次の通り契約を結びます。

第1条（目的）

- 乙は、健康保険法・介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて、生活の質を確保し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう甲の療養生活を支援し、健康管理及び日常生活活動の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。
- 乙は、訪問看護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分および甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

第2条（契約期間）

- 本契約は、令和 年 月 日から開始するものとします。ただし、訪問看護の提供期間は、主治医が訪問看護を必要と認めて発行した訪問看護指示書に定める指示期間の開始日から始まり、当該指示期間の終了日までとします。
- 契約期間満了日の2日前までに、甲から更新をしない旨の申出がないときは、本契約は同一条件にて自動更新されるものとします。

第3条（運営規定の概要）

乙の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、訪問看護サービスの内容等）、従業者の勤務体制などは、重要事項説明書に記載した通りです。

第4条（訪問看護計画の作成）

- 乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。
- 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。
 - 甲の心身の状況、置かれている環境などの変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
 - 甲が訪問看護サービスの内容や提供方法などの変更を希望する場合

5. 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。乙は、訪問看護計画を作成、または変更した際には、これを甲及びその後見人または家族に対し、説明し、その同意を得るものとします。

第5条（主治医との関係）

1. 乙は訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
2. 乙は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な関係を図ります。

第6条（担当の訪問看護師）

1. 乙では、固定の担当制を設けておりません。複数の看護師の視点から全身状態の観察、把握できるよう努めております。
2. 甲は、乙に対し訪問看護師の変更を申し出ることができます。その場合、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に沿うようにいたします。

第7条（訪問看護サービスの内容及びその提供）

1. 乙は、訪問看護師を派遣し、訪問看護を提供します。
2. 乙は、訪問看護サービスを「訪問看護計画」に沿った内容で提供し、その内容を予め文書により利用者またはその家族に説明します。また、「訪問看護計画」が変更されたときも同様の取扱いを行います。
3. 乙は、甲の訪問看護サービスの実施状況などに関わる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。
4. 甲及びその家族（家族がいない場合は後見人）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。但しこの閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

第8条（居宅支援事業者等との連携）

乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者またはその保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な関係に努めます。

第9条（協力義務）

甲は、乙が甲のため、訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力します。

第10条（苦情対応）

乙は苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問看護サービスについて甲、甲の家族または後見人から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

第11条（緊急時の対応）

乙は、現に訪問看護サービスの提供を行っているときに甲に容体の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡を取るなど必要な対応を講じます。

第12条（費用）

1. 乙が提供する訪問看護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、重要事項説明書に記載した通りです。
2. 甲は、サービス対価として、前項費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を、乙に支払います。
3. 乙は提供する訪問看護サービスのうち、介護保険の適応を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
4. 乙は、乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅を訪問して訪問看護サービスを行う場合には、前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができる。
5. 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
6. 乙は、甲が正当な理由もなく訪問看護サービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。
7. 乙は、訪問看護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1か月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
8. 乙は前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

第13条（利用者負担額の滞納）

1. 甲が正当な理由なく利用者負担額を2か月以上滞納した場合は、乙は30日以上の期間を定めて、利用者負担額を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
2. 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
3. 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
4. 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問看護サービスの提供を拒むことはありません。

第14条（秘密保持）

1. 乙は、個人情報の保護に関する法律および関係法令を遵守し、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲およびその家族または後見人に関する個人情報および秘密を第三者に漏らしません。この義務は、契約期間中のみならず、契約終了後および職員退職後も継続するものとします。
2. 乙及びその職員は、サービス担当者会議等において、甲及びその家族または後見人に関する個人情報を用いる必要がある場合には、使用目的を説明し同意を得なければ、使用することができません。
3. 乙は、利用者に関する記録を紙媒体および電子媒体の双方において適切に管理し、職員の私物端末や SNS 等による情報の保存・送信・共有を行いません。

第 15 条（甲の解除権）

甲は 7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

第 16 条（乙の解除権）

1. 乙は、甲が法令違反またはサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30 日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
2. 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

第 17 条（契約の終了）

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- ① 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき。
- ② 第 2 条第 2 項の規定に基づき、契約期間満了日の 2 日前までに甲から更新をしない旨の申出があり、契約期間が満了したとき。
- ③ 甲が第 15 条により契約を解除したとき。
- ④ 乙が第 13 条又は第 16 条により契約を解除したとき。
- ⑤ 甲が介護保険施設への入所や医療機関へ 1 か月以上の入院をした場合。
- ⑥ 甲が死亡した場合

第 18 条（損害賠償）

1. 乙は、訪問看護サービスの提供に際し、甲に事故が発生した場合には、速やかに主治医、区市町村、介護支援専門員、甲の家族または後見人へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 乙は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、その完結の日から 5 年間保存します。
3. 乙は、事故により、甲の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、直接発生した損害に限り、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

第19条（合意管轄）

この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（協議事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

第21条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

第22条（連携）

乙は、訪問看護の提供にあたり、介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター、関係市町村、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。乙は、この契約に基づく「訪問看護計画書」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。乙は、この契約の内容が変更された場合または本契約が終了した場合は、その内容を記した書面、またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

第23条（社会情勢及び天災）

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

第24条（虐待・身体拘束の防止について）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとします。

1. 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
3. 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じるものとします。
4. 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
5. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
6. 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
7. やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を

得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

8. 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止担当者・責任者：管理者 井村美和

第25条（衛生管理について）

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

1. 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
4. 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
5. 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

第26条（業務継続に向けた取組の強化について）

1. 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施し、非常時の体制において早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
2. 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第27条（ハラスメント）

1. 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
2. ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同様の事案が発生しないための再発防止策を検討します。
3. 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
4. ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

附 則 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

(介護予防) 訪問看護重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

I 訪問看護事業者の概要

事業者名	つばき 合同会社	
代表者名	井村 美和	
所在地	住所	〒781-5232 香南市野市町西野 1071-11
	電話番号	0887-52-9953
	FAX 番号	0887-52-9954

II 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	つばき訪問看護ステーション	
代表者名	井村 美和	
所在地	住所	〒781-5232 香南市野市町西野 2360-1 グラビア野市 101
	電話番号	0887-52-9953
	FAX 番号	0887-52-9954
サービスの種類	訪問看護サービス	
介護保険事業所番号	3961190042	
通常の事業の実施地域	香南市	

(2) 事業の目的と運営の方針

事業目的	つばき合同会社が設置する、つばき訪問看護ステーション (以下「事業所」という)において実施する指定 (介護予防) 訪問看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定 (介護予防) 訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定 (介護予防) 訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上及び軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防を資するよう、療養上の目標を設定し、計画的にサービス提供を行う。利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、又、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。2 事業に当たっては、介護予防支援事業者・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター、関係市町村、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 事業所の職員体制

職種	人員	備考
看護師	常勤 5名 非常勤 1名	管理業務を行うものを含む
准看護師	常勤 0名 非常勤 0名	
理学療法士	常勤 1名 非常勤 0名	
事務担当職員	常勤 1名 非常勤 1名	

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:30 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除くが、利用申し出があれば対応する。 電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとるものとします。

(5) 第三者評価の実施状況

当事業所では、第三者によるサービス評価は現在実施しておりません。

Ⅲ サービスの内容

当ステーションでは、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・健康のチェックと助言(血圧・体温・呼吸・脈拍など) ・特別な病状の観察と助言 ・心の健康のチェックと助言(趣味・生きがい・隣人とのつながり等)
日常生活の看護	<ul style="list-style-type: none"> ・清潔のケア ・食生活の援助 ・排泄のケア、寝たきり、床ずれ予防のためのケア ・療養環境の整備、散歩などの付き添い ・終末期の看護 ・コミュニケーションの援助
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作の訓練、体位交換、関節などの運動 ・日常生活用具の利用相談・選定・環境整備 ・発声、発語、嚥下訓練等 <p>※理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心とした訪問看護になりますので、看護職員の代わりに、理学療法士等が訪問させていただきます。</p>
精神・心理的な看護	<ul style="list-style-type: none"> ・不安な精神、心理状態のケア ・生活リズムの取り方、日常生活自立の支援 ・社会生活への復帰援助 ・事故防止のケア、服薬のケア

認知症の看護	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のケアと相談 ・生活リズムの取り方,日常生活自立の支援 ・事故防止、悪化防止のケア
介護者の相談	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる病状,介護,日常生活に関する相談 ・精神的支援
検査・治療促進のための看護	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性疾患の看護と療養生活の相談 ・床ずれ,その他創部の処置、留置カテーテルなどの管理 ・服薬指導,管理 ・その他,かかりつけの医師の指示による処置,検査

IV 料金表

【介護保険】 令和6年6月現在

< 訪問看護費 >

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護	20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円
	30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円
	30分以上1時間未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
	理学療法士等による訪問の場合 (1回につき20分)	294	2,940円	294円	588円	882円
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合	月額包括報酬	2,961	29,610円	2,961円	5,922円	8,883円

注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合 上記単位数の10%減

注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 上記単位数の10%減

注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の10%減

注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 上記単位数の15%減

注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 上記単位数の10%減

注 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増

注 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増

<その他加算>

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	+402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ) (看護補助者との同時訪問)	30分未満 1回につき	+201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	+317	3,170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	電話対応と緊急訪問の 体制が整備 1月につき	+600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	従来に加算	+574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	死亡月につき	+2,500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
初回加算(Ⅰ)	退院・退所当日に訪問 1月につき	+350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算(Ⅱ)	退院・退所翌日以降	+300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算	1回につき	+250	2,500円	250円	500円	750円
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	+550	5,500円	550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算(Ⅱ)	1月につき	+200	2,000円	200円	400円	600円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1回につき	+6	60円	6円	12円	18円
	指定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所と連携して指定 訪問看護を行う場合 1月につき	+50	500円	50円	100円	150円
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1回につき	+3	30円	3円	6円	9円
	指定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所と連携して指定 訪問看護を行う場合 1月につき	+25	250円	25円	50円	75円

< 介護予防訪問看護費 >

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問看護	20分未満	303	3,030円	303円	606円	903円
	30分未満	451	4,510円	451円	902円	1,353円
	30分以上1時間未満	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満	1,090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
	理学療法士等による訪問の場合(1回につき20分)	284	2,840円	284円	568円	852円

- | | |
|---|------------|
| 注 理学療法士等による訪問を1日に2回を超えて行った場合 | 上記単位数の50%減 |
| 注 同一敷地内建物等に対する減算に該当する場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 1月当たりの利用者が同一の建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合 | 上記単位数の15%減 |
| 注 准看護師が指定訪問看護を行った場合 | 上記単位数の10%減 |
| 注 夜間(18:00~22:00)又は早朝(6:00~8:00)の場合 | 上記単位数の25%増 |
| 注 深夜(22:00~6:00)の場合 | 上記単位数の50%増 |

< その他加算 >

		(単位数)	利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満 1回につき	+254	2,540円	254円	508円	762円
	30分以上 1回につき	+402	4,020円	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算(Ⅱ)	30分未満 1回につき	+201	2,010円	201円	402円	603円
	30分以上 1回につき	+317	3,170円	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	1回につき	+300	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	電話対応と緊急訪問が整備 1月につき	+600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	従来の加算	+574	5,740円	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	+500	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	+250	2,500円	250円	500円	750円

初回加算（Ⅰ）	退院・退所当日に訪問 1月につき	+350	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算（Ⅱ）	退院・退所翌日以降 1月につき	+300	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	1回につき	+600	6,000円	600円	1,200円	1,800円
看護体制強化加算	1月につき	+100	1,000円	100円	200円	300円
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）	1回につき	+6	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）	1回につき	+3	30円	3円	6円	9円

【医療保険】 令和6年6月現在

<保険単位と基本利用料>

後期高齢者（75歳以上）1割、現役並み所得者の方は3割

高齢受給者（70歳～74歳）は2割、現役並み所得者の方は3割

一般（70歳未満）3割、（6歳未満は2割）

< 訪問看護費 >

		料金	利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3回まで（看護師・理学療法士）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4回目以降（厚生労働大臣が定める疾患等）（看護師）	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4回目以降（厚生労働大臣が定める疾患等）（理学療法士）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者)	週3回まで（看護師・理学療法士）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4回目以降（厚生労働大臣が定める疾患等）（看護師）	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4回目以降（厚生労働大臣が定める疾患等）（理学療法士）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	入院中に1回 厚生労働大臣が定める疾患等は入院中に2回	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3回目まで30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週3回目まで30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4回目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4回目以降30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円

乳幼児加算（6歳未満） 1日		1,500円	150円	300円	450円
複数名訪問看護加算（看護師2名で）（週1回、1日につき）		4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
早朝・夜間加算（6時～8時・18時～22時）		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算（22時～6時）		4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護管理療養費 （1日につき）	月の初日	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
長時間訪問看護加算（1日につき1回）（週1回まで） （15歳未満の超重症児または準重症児は週3回まで）		5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急時訪問看護加算（1日につき1回）		2,650円	265円	530円	795円
特別管理加算（1月につき）	特別管理加算Ⅰ（重症度等の高いもの） 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	特別管理加算Ⅱ（上記以外） 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態・ドレーンチューブを使用している状態・人工肛門若しくは人工膀胱を設置している状態・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している・真皮を越える褥瘡の状態	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算（1月につき1回） （利用者の状態に応じて月2回を限度）		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算（退院日のみ）		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算（1月につき1回）		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（1月につき2回）		2,000円	200円	400円	600円
ターミナルケア療養費		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

<利用者のご希望により契約された場合は下記の料金が加算されます>

	料金	利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算（1月につき）	6,520円	652円	1,304円	1,956円
情報提供療養費（1月につき1回）	1,500円	150円	300円	450円

<交通費>

実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル未満	500 円
実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上	1,000 円

但し、利用者状況など、病変、急な入院等の場合には、請求いたしません

<保険適用外料金>

休日利用料	2,500 円
死後の処置	10,000 円
キャンセル料 ①24 時間前までのご連絡の場合、キャンセル料は不要。 ②12 時間前までにご連絡の場合、1 提供あたりの料金の 30%を請求する。 ③当日ご連絡がない場合、1 提供あたりの料金の 70%を請求する。 (但し、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません)	

V 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の変化、病状の急変等が生じた場合は、ご家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	医療機関		主治医名	
	連絡先			
緊急連絡先等	氏名		氏名	
	連絡先		連絡先	

VI 事故発生時の対応

ご利用者に対する事故が発生した場合は、速やかにご家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事業者が所有、使用または管理している各種の施設・設備・用具などの不備や業務活動上のミスが原因で、第三者の身体障害や財物損壊等が生じ、被害者側との間に損害賠償問題が発生した場合の補償として下記保険に加入しております。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険

Ⅶ 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

訪問看護事業者の窓口 つばき訪問看護ステーション 担当：井村 美和	所在地 香南市野市町西野 2360-1 グラビア野市 101 電話番号 0887-52-9953 受付時間 8:30～17:30
県の窓口 高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課	所在地 高知県高知市丸の内 1-2-20 (本庁 4 階) 電話番号 088-823-9632 受付時間 8:30～17:15
保険者の窓口 高知国民健康保険団体連合会	所在地 高知市丸の内 2-6-5 電話番号 088-820-8410 受付時間 9:00～16:00
保険者の窓口 高知県社会保険診療報酬支払基金	所在地 高知市神田 593 電話番号 088-832-3001 受付時間 9:00～16:00

Ⅷ 複数名の訪問看護加算に関して

複数名の訪問看護加算についての同意

次のいずれかに該当する場合、同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことがあります。

- 1、利用者の身体的理由（医療依存度が高い・利用者の身体が大きい・体重が重い・認知症の症状等）により一人の看護師等による訪問が困難と認める場合等
- 2、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合等

Ⅸ 秘密の保持と個人情報の保護について

訪問看護における個人情報使用についての同意

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより、最小限の範囲内で使用することに同意します。

(1) 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合に使用する。

(2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最低限にとどめ、情報提供の際は、関係者以外には決して漏れることのないように、細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

指定訪問看護利用同意書

つばき訪問看護ステーション 殿

重要事項説明書 説明者：井村 美和

訪問看護サービス契約の締結にあたり、重要事項説明書・複数名の訪問看護加算についての同意・訪問看護における個人情報使用についての同意・緊急時訪問看護についての同意及び料金表の内容について説明を受け、理解したうえで同意します。尚、料金の改定があった場合は、別表にて同意するものとします。

●利用者 甲

住所：

氏名：

印

●家族

住所：

氏名：

印

続柄：

●事業者 乙

住所： 高知県香南市野市町西野 1071-11

事業者名： つばき合同会社

事業所名： つばき訪問看護ステーション

代表者名： 井村 美和 印